

議案第70号

交野市税条例の一部を改正する条例について

交野市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成30年11月28日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 身体障がい者等に対する軽自動車税の減免申請手続を変更したいため。

交野市税条例の一部を改正する条例案

交野市税条例の一部を改正する条例

交野市税条例（平成15年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第100条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市長は、第1項第1号に該当する軽自動車等について同項の規定により減免を受けた者について、当該減免の措置を受けた理由に変更がないと認める場合は、第2項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、軽自動車税を減免することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の交野市税条例の規定は、平成31年度以後に申請された軽自動車税の減免申請について適用し、平成30年度までに申請された軽自動車税の減免申請については、なお従前の例による。